

卒業の認定に関する方針

八戸看護専門学校 学則 抜粋

(卒業)

第24条 学校長は、所定の単位を修得し、本校の定める卒業要件を満たした者に対し、運営委員会を経て卒業を認め卒業証書（第19号様式）を授与する。

(称号の認定)

第25条 前条により、看護専門課程看護学科を修了した者には、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき専門士の称号を授与する。

八戸看護専門学校 細則 抜粋

(卒業)

第11条 学則第24条に基づき、卒業判定の基準は次の通りとし、運営委員会を経て学校長が卒業を認定する。

- (1) 3年間の履修すべき授業科目の単位認定をすべて受けていること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の三分の一未満であること。
- (3) 所定の授業料およびその他の納付金を全納していること。

【期待する卒業生像】

- 1.人間を身体的・精神的・社会的に統合された生活者として理解することができる。
- 2.生命の尊厳を守り、個人の権利を尊重した看護を実践することができる。
- 3.人々の健康上の問題を解決するために、科学的根拠に基づいた看護を実践することができる。
- 4.人々の生涯にわたるあらゆる健康の状態、多様な生活の場に応じた看護を考えることができる。
- 5.保健・医療・福祉における看護職の役割を理解し、チームの一員として多職種と連携・協働しながら看護を実践することができる。
- 6.専門職業人としての自覚をもち、自らの看護の質を高めるために、人間関係を築きながら、主体的に学び続けることができる。